浦安市廃棄物処理施設
長期包括責任委託事業

公 募 説 明 書

平成 23 年 7 月 15 日

浦安市

目　次

1　公告日 1
2　発注者 1
3　担当部局等 1
4　事業名称 2
5　事業場所 2
6　事業概要 2
7　事業期間等 3
8　事業者選定の手続 3
9　募集要項（第１部） 6
10　参加資格要件等 7
11　参加資格確認 9
12　募集要項（第２部） 10
13　本件施設の視察 11
14　対話の実施 12
15　応募書類の提出 13
16　優先交渉権者の決定 15
17　優先交渉権者決定後の手続 16
18　契約保証金 17
19　その他 17
別紙１　参考資料 19
別紙２　優先交渉者決定基準 21

本公募説明書は、「浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る公募の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（公募説明書、要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、様式集、参考資料）によるものとする。

本事業に係る公募に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成を行うものとする。

1　公告日

平成 23 年 7 月 15 日

2　発注者

浦安市長　松　崎　秀　樹

3　担当部局等

(1)　担当部局及びその連絡先

本公募において、本事業の事務及び公募手続を担当する部局（以下「担当部局」という。）は、以下のとおりとする。

浦安市　都市環境部　ごみゼロ課
住所：〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
電話：047-351-1111（代表）
ＦＡＸ：047-381-7221
Ｅ-mail：zerogomi@ city.urayasu.lg.jp

(2)　現地事務所

本公募において、参考資料の配布、閲覧及び見学を行う場所（以下「現地事務所」という。）は、以下のとおりとする。

浦安市クリーンセンター
住所：〒279-0032 千葉県浦安市千鳥 15 番地 2 号
電話：047-381-5300
ＦＡＸ：047-381-5304

(3)　アドバイザー

担当部局の行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

ア　株式会社日本総合研究所

イ　西村あさひ法律事務所

4　事業名称

浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業

5　事業場所

浦安市廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設の 4 施設。以下、総称して「本件施設」という。）

千葉県浦安市千鳥 15 番地 2

6　事業概要

(1)　施設の運転等

ア　浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 21 条及び第 25 条に基づく廃棄物処理を行うものとする。

イ　浦安市（以下「市」という）の収集及び市内の土地又は建物の占有者が直接、本件施設に搬入する燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、小動物死体の処理を行うものとする。

ウ　市が収集するし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うものとする。

エ　許可業者が直接、本件施設に搬入する廃棄物の処理を行うものとする。

(2)　運営維持管理等

ア　市が事業者として選定した企業若しくは企業グループが設立する特別目的会社で市と事業契約に至った事業者（以下「受託者」という）は、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等（以下「運営維持管理業務」という。）を行うものとする。

イ　市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）に亘って施設を所有し、受託者は本件施設の運営維持管理業務を行うものとする。

ウ　受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自らの責任と費用において行うものとする。この場合、本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。

エ　受託者は、本件施設の運転、ユーティリティの確保及び日常点検（以下「運転業務」という。）を現在の運転員から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「運営

準備期間」という。）に、当該業務の引継ぎを行うものとする。

オ　市は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

カ　本事業契約締結から、運営期間終了までの期間（以下「事業期間」という。）、受託者は、事業契約に基づき、適切に業務を実施する。

7　事業期間等

運営準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

運営準備期間：事業契約締結日から平成 24 年 3 月 31 日まで

乖離請求期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

運営期間　：平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

事業期間　：事業契約締結日から平成 34 年 3 月 31 日まで

8　事業者選定の手続

(1)　契約締結までの流れ

公告から契約締結に至るまでの流れは、図表 1 のとおりである。

図表１　契約締結までの流れ

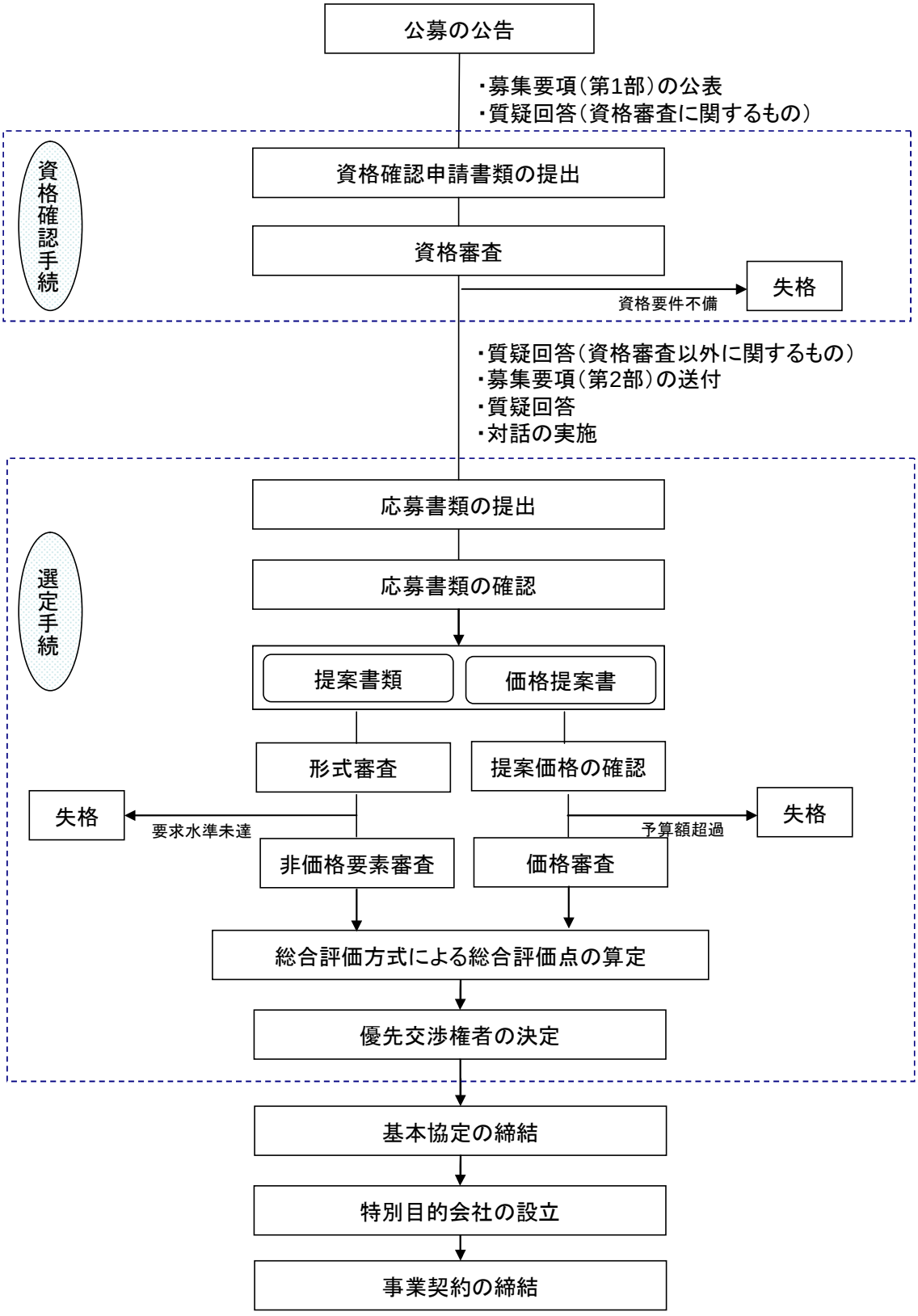

(2)　契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は図表２のとおりである。

図表２　契約締結までのスケジュール（予定）

ア	公告	平成23年 7月15日（金）
イ	募集要項（第1部）の公表	平成23年 7月15日（金）
ウ	資格審査に関する質疑提出締切	平成23年 7月25日（月）
エ	資格審査に関する質疑回答	平成23年 8月 5日（金）
オ	募集要項（第1部）に関する質疑提出締切	平成23年 8月 5日（金）
カ	資格確認申請書類の提出締切	平成23年 8月12日（金）
キ	資格審査結果の送付	平成23年 8月29日（月）
ク	募集要項（第2部）の送付	平成23年 8月29日（月）
ケ	募集要項（第1部）に関する質疑回答の送付	平成23年 8月29日（月）
コ	現地視察の実施	平成23年 9月 5日（月） ～ 9月 9日（金）
サ	対話用資料提出締切	平成23年 9月16日（金）
シ	募集要項（第2部）に関する質疑提出締切	平成23年 9月22日（木）
ス	対話の実施	平成23年10月 3日（月）
セ	対話の追加質疑提出締切	平成23年10月11日（火）
ソ	募集要項（第2部）に関する質疑回答の送付	平成23年10月19日（水）
タ	対話の追加質疑回答の送付	平成23年10月19日（水）
チ	応募書類の提出締切	平成23年11月18日（金）
ツ	本審査の実施	平成23年11月～平成23年12月
テ	優先交渉権者の決定	平成23年12月
ト	契約詳細の協議	平成23年12月～平成24年2月
ナ	契約締結	平成24年2月

なお、上記スケジュールは、公募型プロポーザルに参加する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）の応募の状況、審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

応募者は本スケジュールに従い、技術提案書、事業計画書、その他様式（以下「提案書類」という。）及び価格提案書（以下、総称して「応募書類」という。）、その他市が求める書類を提出するものとする。

(3)　審査委員会の設置

市は、応募者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、下表の審査委員（順不同）により構成する浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員は以下のとおりである。

（敬称略）

委　　員	備　　考
石塚　義高	明海大学　名誉教授
奥　真美	首都大学東京都市政策コース　教授
栗原　英隆	（社）全国都市清掃会議　技術顧問
佐藤　長英	西村あさひ法律事務所　弁護士
長峰　敏幸	浦安市都市環境部長

9　募集要項（第 1 部）

(1)　募集要項（第 1 部）の構成

募集要項（第 1 部）は以下のア～ウの書類により構成される。これらの書類は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

ア　公募説明書

イ　要求水準書

ウ　様式集（第 1 部）

(2)　募集要項（第 1 部）の公表

募集要項（第 1 部）は、平成 23 年 7 月 15 日（金）に市のホームページ上で公表する。

(3)　募集要項（第 1 部）に関する質疑回答

ア　質疑の受付

(ｱ)　受付期間：

平成 23 年 7 月 15 日(金)から 7 月 25 日(月)17 時まで（資格審査関連）

平成 23 年 7 月 15 日(金)から 8 月 5 日(金)17 時まで（募集要項（第 1 部）関連）

(ｲ) 質疑の方法

募集要項（第 1 部）について質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書」（様式第 1 号①）及び「募集要項（第 1 部）に関する質疑書」（様式第 1 号②）に、その内容を簡潔に記載し、3(1)の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。電子メール送信にあたっては、表題は「募集要項（第 1 部）に関する質疑」とすること。原則として、持込み、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受け付けない。電子メール送信後、担当部

局に確認の連絡をいれること。

イ　質疑の回答

(ｱ)　回答日　：　平成 23 年 8 月 5 日(金)（資格審査関連）

平成 23 年 8 月 29 日(月)（募集要項（第 1 部）関連）

(ｲ)　回答方法

市のホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

10　参加資格要件等

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ　応募企業又は構成員（構成企業のうち、特別目的会社に対し、出資を行う者をいう。以下同じ。）は、出資を行い、特別目的会社を設立する。

ウ　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

エ　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員又は協力会社（構成企業のうち、特別目的会社に出資しない者をいう。以下同じ。）を明らかにする。

オ　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

カ　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることはできない。

キ　応募者は、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社の関係会社に該当する企業を、応募企業、構成員又は協力会社とすることはできない。また、応募者は、応募企業、構成員又は協力会社の関係会社が、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社とならないようにしなければならない。なお、本公募説明書において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。

ク　同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2)　応募者の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社はすべて、次の要件を満たさなければならない。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。また、本事業の資格審査申請書等の提出日の前、2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

(ｲ)　平成 21 年度、22 年度及び 23 年度浦安市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に、浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 27 日制定）に基づく指名停止又は浦安市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 14 年 5 月 15 日制定）に基づく指名除外を受けている者でないこと。浦安市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されていない者は、他の地方公共団体及び国による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

(ｳ)　会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告､会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）でないこと。

(ｴ)　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所である西村あさひ法律事務所又は当該受託者と関係会社の関係のある者でないこと。

(ｵ)　本事業の審査を行う審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

イ　運営維持管理業務に係る実績

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績は以下のとおりである。応募グループで参加する場合には、応募グループとして、以下のすべての要件を満たせばよいものとする。

施設	要件
ごみ焼却処理施設	・流動床式全連続燃焼式焼却炉の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。 ・蒸気タービン式発電設備の運営維持管理実績を有すること。
不燃・粗大ごみ処理施設	・5t/h 以上の能力を持った、金属製大型廃棄物用高速破砕機の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。
再資源化施設	・一般廃棄物の資源化物(缶類、びん類、紙類、ペットボトル等)について、コンベヤによる手選別及び圧縮成型・梱包設備の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。
し尿処理施設	・し尿処理、又は高濃度有機性排水処理設備と汚泥脱水設備の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。

(3)　参加資格の喪失等

ア　参加資格確認基準日は資格確認申請書類受付期間の最終日とする。

イ　応募者を構成する企業が、応募書類の提出までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消す。ただし、「(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、応募書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し、参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り、選定手続を継続することができる。

ウ　応募者を構成する企業が、応募書類の提出から事業契約締結までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すことができる。ただし、残存企業が設立する予定の特別目的会社の事業能力を勘案し、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続を続行することができるものとする。

11　参加資格確認

市は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1)　資格確認申請書類の構成

資格審査を行うための書類（以下、「資格確認申請書類」という。）は以下のとおりとする。参加資格確認申請書を、本店の代表者名以外で提出する場合には、委任状（本店代表者から代理人に公募手続等を委任するもの）（様式第 4 号①）を提出すること。なお、キ～ケについては、

資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧（12 (3) に規定するもの）及び本件施設の視察（13 に規定するもの）を希望する場合に提出すること。

ア　参加資格確認申請書（様式第 2 号）

イ　応募者の構成（様式第 3 号①、②－1、②－2）

ウ　委任状（代表企業に公募手続等を委任するもの）（様式第 4 号②）

エ　運転・維持管理業務等の実績（様式第 5 号）

オ　エを証明する書類

カ　誓約書（情報開示に関するもの）（様式第 6 号）

キ　参考資料の配布申込書（様式第 7 号①）

ク　参考資料の閲覧申込書（様式第 7 号②）

ケ　本件施設の視察申込書（様式第 8 号）

コ　会社概要（各構成企業分）

サ　法人登記簿謄本（各構成企業分）

シ　印鑑登録（各構成企業分）

ス　財務諸表（有価証券報告書等）（各構成企業分）

(2)　資格確認申請書類の提出

資格確認申請書類は、正本 1 部を以下のとおり持参すること。

ア　受付期間　：　平成 23 年 8 月 5 日(金)から 8 月 12 日(金)まで

イ　受付時間　：　9 時から 17 時まで

ウ　受付場所　：　3(1)の担当部局

(3)　資格審査結果

資格審査結果は、平成 23 年 8 月 29 日(月)に書面（「資格審査結果通知書」）により代表企業に通知する。

12　募集要項（第 2 部）

(1)　募集要項（第 2 部）の構成

募集要項（第 2 部）は以下のア～ウの書類により構成される。これらの書類は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

ア　基本協定書案

イ　事業契約書案

ウ　様式集（第 2 部）

(2)　募集要項（第 2 部）の送付方法

募集要項（第 2 部）については、資格審査の結果、参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という。）の代表企業に対して、11(3)に示す通知とともに電子メールにて送付する。

(3)　参考資料の配布・閲覧

参加資格者に対して、別紙１に示す参考資料を以下のとおり配布するとともに、閲覧を認めるものとする。なお、申込については、資格確認申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者の代表企業に対し、11(3)に示す通知とともに「参考資料配布・閲覧案内」を送付する。

ア　配布・閲覧日　：　「参考資料配布・閲覧案内」に記載

（平成 23 年 8 月 29 日(月)から 11 月 18 日(金)までの期間において、申込希望日を参考に調整し、指定する。）

イ　配布・閲覧時間　：　9 時から 17 時まで

ウ　配布・閲覧場所　：　3(1)の担当部局

エ　閲覧にあたっての注意事項　：　「参考資料配布・閲覧案内」に記載

(4)　募集要項（第 2 部）に関する質疑回答

ア　質疑の受付

(ｱ)　受付期間　：　平成 23 年 8 月 29 日(月)から 9 月 22 日(木)17 時まで

(ｲ)　質疑の方法：

募集要項（第 2 部）について質疑のある者は、「募集要項（第 2 部）に関する質疑書」（様式第 9 号）に、その内容を簡潔に記載し、3(1)の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。電子メール送付にあたっては、表題は「募集要項（第 2 部）に関する質疑」とすること。原則として、持込み、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受け付けない。電子メール送信後、担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、参考資料に関する質問は、原則受け付けないものとする。

イ　質疑に対する回答

(ｱ)　回答日　：　平成 23 年 10 月 19 日（水）

(ｲ)　回答方法：

質疑を提出した各企業宛に電子メールにて回答する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

13　本件施設の視察

参加資格者は、本件施設の視察を行うことができる。なお、申込については、資格確認申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者の代表企業に対し、11(3)に示す通知とともに「現地視察案内」を送付する。

(1)　視察日　　：　「現地視察案内」に記載
（平成 23 年 9 月 5 日（月）から 9 月 9 日（金）までの期間において、申し込み希望日を参考に調整し、指定する。）

(2)　集合時間　：　「現地視察案内」に記載

(3)　集合場所　：　3(2)の現地事務所

(4)　視察方法　：　視察は参加資格者ごとに行う。視察人数は 5 名までとする。

14　対話の実施

本公募への参加資格者に対して、以下のとおり対話を実施する。

(1)　対話の目的

ア　市の意図の理解促進

応募者が、本事業に関する市の意図を理解した上で、提案できるよう必要な情報を的確に伝える必要がある。

イ　要求水準未達の防止と創意工夫

応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することが必要になる。

(2)　対話要領の送付

参加資格者に対し、募集要項（第 2 部）と同時に市より対話要領を送付する。対話要領において、市から対話時に確認したい項目を提示する。また、当日の対話の実施概要（時間配分等）についても示す。

(3)　対話用資料の提出

対話に参加する参加資格者（以下、「対話参加者」という。）は、対話要領を受領後、平成 23 年 9 月 16 日（金）17 時までに、対話用資料（対話要領に示す提示資料、対話参加者からの質問事項、参加者リスト等）を「対話の申込書」（様式第 10 号①）に従い作成し、事務局の電子メールアドレスに送信する。電子メール送信後、担当部局に確認の連絡をいれること。なお、対話時に確認したい項目を、市から予め電子メールにて提示することがある。

(4)　対話の実施

市と対話参加者は、対話用資料等をもとに、平成 23 年 10 月 3 日（月）に対話を行う。

(5)　追加質疑の提出

対話参加者は対話結果を踏まえ、対話内容に関する追加質疑がある場合には、追加質疑の内容を「対話に関する質疑書」（様式第 10 号②）に簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、提出期限は平成 23 年 10 月 11 日（火）17 時までとする。

(6)　追加質疑に対する回答

担当部局は、対話を踏まえた追加質疑に対する回答を、対話参加者全員に送付する。

なお、送付予定日は平成 23 年 10 月 19 日（水）とする。

15　応募書類の提出

(1)　応募書類の構成

参加資格者は応募書類を提出する。（書類を提出した参加資格者を「公募参加者」という。）提出を求める応募書類の構成は以下のとおりとする。

ア　価格提案書（様式第 11 号）

イ　委任状（代理人が価格提案書を提出する場合。なお、委任状の写しも提出すること。）（様式第 12 号）

ウ　誓約書（様式第 13 号）

エ　技術提案書（様式第 14 号①～⑩、別添「要求水準書適合状況表」）

オ　事業計画書（様式第 15 号①～⑨）

(2)　応募書類の提出

(1)に示す書類のうち、ア～ウについては 1 部を、エ～オについては、各々正本 1 部、副本 9 部、CD-R 3 部を、以下のとおり持参すること。なお、アは封筒に入れ封緘し、封筒に代表企業名を記載すること。エ～オはそれぞれ綴じること。

郵送する場合は書留郵便又は配達記録郵便とし、平成 23 年 11 月 18 日(金)の 17 時までに受付場所に必着とする。電送によるものは受け付けない。

ア　受付日　　：　平成 23 年 11 月 18 日(金)

イ　受付時間　：　9 時から 14 時まで

ウ　受付場所　：　3(1)の担当部局

エ　注意事項

CD-R には、(1) のウ～エのうち、電子データで提出が可能なものを格納すること。

CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

・CD-R　：　Windows フォーマット
・OS　：　Microsoft 社製の Windows XP 以降のバージョン
・使用アプリケーション　：　Microsoft 社製の Word2003、Excel2003 で判読可能なものとする

(3)　辞退

参加資格者は、いつでも辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「辞退届」（様式第 16 号）を 3(1)の担当部局に持参すること。

(4)　失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア　公募に参加する資格がない者がした応募
イ　委任状を持参しない代理人のした応募
ウ　資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の応募
エ　応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名押印のないもの
オ　応募書類が不足しているもの
カ　他人の代理を兼ね、2 通以上の価格提案をした価格提案書
キ　価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
ク　一定の金額で価格を表示していないもの
ケ　価格提案について不正な行為があったとき
コ　予算額を超える金額で価格提案したもの
サ　その他公募に関する条件に違反したとき
シ　期限までに到達しなかった応募書類
ス　事業計画書に示す内訳と価格提案書に示す価格が異なるもの

(5)　応募にあたっての留意事項

応募にあたっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号)」及び「刑法（明治 40 年法律第 45 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該応募者を募集手続に参加させず又は募集手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、募集手続を延期、中止、又は取消すことがある。

(6)　応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、この規定は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(7)　著作権

市は、著作権が応募者に帰属する応募書類について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。

(8)　その他

市は、応募書類の提出以降、応募者の名称等を公表することができるものとする。

16　優先交渉権者の決定

(1)　審査及び優先交渉権者決定方法

別紙 2 に示す「優先交渉権者決定基準」に基づき、以下により審査を行い優先交渉権者が決定される。

ア　形式審査

提出された応募書類について、以下を確認する。

(ｱ)　技術提案書が技術的観点から見て市の要求する水準を満足する内容と判断できること

(ｲ)　事業計画書が事業としての妥当性を有していると判断できること

(ｳ)　提案価格が予算額を上回っていないこと

具体的には、審査委員会において、応募者から提出された技術提案書を技術的な観点等から、同提案内容が募集要項等に規定された市が要求する水準を満足できるか否か、及び事業計画書についてコストや収益等の点での妥当性を有しているかの審査を行う。審査委員会の評価・審査により、市が要求する水準を満足できないと市が判断した場合には、当該応募者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できないものとする。

なお、本形式審査の結果は、応募書類が（ｱ）～（ｳ）を満たすことを担保するものではない。

イ　非価格要素審査

アの形式審査を通過した公募参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査委員会において審査を行い、非価格要素点を決定する。非価格要素審査時には、最終審査対象者に対するヒアリングを予定している。

ウ　予算額

市は予算額を以下のとおり設定する。

予算額　　13,455,573,000 円　（税抜）

エ　価格審査

予算額を上回っていない最終審査対象者の価格提案について、優先交渉権者決定基準により価格点を算出する。

オ　総合評価

非価格要素点と価格点を加算して総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。

カ　優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を最終審査対象者に通知する。この場合、優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、総合評価点の順位に基づいて次点者（次点者との協議が不調に終わったときは次次点者、以下同様とする）の事業者と協議することができる。

(2)　審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに、市のホームページにて公表する。

17　優先交渉権者決定後の手続

ア　契約の協議

市と優先交渉権者は、基本協定及び事業契約締結のため必要な契約内容の調整を行うものとする。なお、契約内容の調整は、各契約書案の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

イ　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。

本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

(ｱ)　本件会社の本店住所地を千葉県浦安市とすること。

(ｲ)　本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務とすること。

(ｳ)　優先交渉権者が応募企業の場合は、株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 100 とすること、又は優先交渉権者が応募グループの場合は、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。かつ、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

(ｴ)　本件会社の資本金額は金 2,000 万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。

(ｵ)　本件会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。

(ｶ)　事業契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式の上に、市を第一順位とする根質権を設定し、当該第一順位株式根質権の設定の対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(ｷ)　株主は、本件会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、

連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講ずることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

本件会社について、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

ウ　基本協定の締結

市と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、基本協定を締結する。

エ　事業契約の締結

市は、本件会社と浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業にかかる事業契約を締結する。事業契約の締結をもって受託者とする。

オ　その他

優先交渉権者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から 16(1)オの総合評価における順位付けの高い者から順に契約協議を行い、(ｱ)提案価格又は(ｲ)契約協議の相手方である当該最終審査対象者の提示した提案価格のいずれか低い金額の制限内で、かつ、履行期限を除くほか当初公募に付するときに定めた条件の範囲内にて、随意契約を行うことができる。

18　契約保証金

(1)　契約保証金

受託者は、計画処理量に基づく年間の契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に、100 分の 10 を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に提供する。

19　その他

(1)　審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかった者及び優先交渉権者とならなかった者は、その理由について市に対して説明を求めることができる。

ア　説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には、市が審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の市の休日を除く。）に 3(1)の担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は 9 時から 17 時までとする。

イ　説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の市の休日を除く。）に書面により行う。

(2)　費用負担

応募に際し必要な費用はすべて、応募者の責任と負担による。

(3)　使用言語等

本公募説明書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また公募書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

別紙１　参考資料

1　配布資料

以下の資料については、参加資格者に対して配布する。

(1)　ごみ焼却施設

ア　フローシート

イ　機器配置図

(2)　不燃・粗大ごみ処理施設

ア　フローシート

イ　機器配置図

(3)　再資源化施設

ア　フローシート

イ　機器配置図

(4)　し尿処理施設

ア　フローシート

イ　機器配置図

2　閲覧資料

以下の資料については、参加資格者に対して閲覧を認める。

(1)　ごみ焼却施設

ア　竣工図

イ　取扱説明書

ウ　仕様書

エ　運転データ

オ　精密機能検査報告書

カ　廃棄物処理施設中長期整備計画

キ　過去の修繕費データ

(2)　不燃・粗大ごみ処理施設

ア　竣工図

イ　取扱説明書

ウ　仕様書

エ　運転データ

オ　精密機能検査報告書

カ　廃棄物処理施設中長期整備計画

キ　過去の修繕費データ

(3)　再資源化施設

ア　竣工図

イ　取扱説明書

ウ　仕様書

エ　運転データ

オ　廃棄物処理施設中長期整備計画

カ　過去の修繕費データ

(4)　し尿処理施設

ア　竣工図

イ　取扱説明書

ウ　仕様書

エ　運転データ

オ　精密機能検査報告書

カ　廃棄物処理施設中長期整備計画

キ　過去の修繕費データ

別紙 2　優先交渉者決定基準

1. 総合評価の方法

予算額を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点がもっとも高いものを、優先交渉権者とする。

総合評価点　＝　価格点　＋　非価格要素点

総合評価点は 100 点を満点とする。
価格点と非価格要素点の比率は、40：60 とする。

2. 価格点の算出方法

各最終審査対象者の提案価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。
点数は、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

（価格点）　＝　（1 － 各応募者の提案価格 ÷ 予算額）× 40 （点）＋ 40（点） × 70% **（ただし、提案価格 ＜ 予算額 × 70%のとき価格点 ＝ 配点 × 100%）**

（例）予算額　13,455,573 千円　A 社提案価格 10,000,000 千円の場合

A 社の価格点＝（ 1 －10,000,000 ÷ 13,455,573）×40（点）＋40（点）× 70%　＝　38.27 点

3. 非価格要素点の算出方法

(1) 評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下の通りである。

図表　非価格要素の評価項目及び配点

評価項目		評価の視点	配点	
業務実施体制	運営維持管理業務の実施体制	・本施設を構成する４施設一体での安定的、効率的、一体的な運営維持管理が可能な実施体制 ・個別施設の安定稼動を確保可能な実施体制	6	10
	モニタリング体制	・質の低下やトラブルの発生を早期に発見・改善するセルフモニタリングの仕組み、実施体制 ・市のモニタリングとの連携による一体的なモニタリングシステム	4	
運転管理業務	運転管理計画	・４施設一体での処理の安定性を確保可能な運転計画 ・事業期間にわたる安定した調達計画	7	15
	事業準備期間の業務計画	・本施設特有の運営ノウハウの習得や運転員の研修方法等 ・事業実施計画書、マニュアル等の作成手順	4	
	事業期間終了時の業務計画	・業務の引継ぎ、事業期間終了後の安定的な運営に対する協力内容等	4	
維持管理業務	維持管理計画	・維持管理計画における予防保全、ライフサイクルコストの低減に向けた提案 ・事業期間終了後の計画外の修繕・補修等の発生抑止策	8	15
	施設機能の強化	・本施設の機能強化に向けた設備改造等の提案	4	
	特定調達品の調達等	・特定調達品、燃料、薬剤等の調達先、調達方法等	3	
リスクへの対応能力	環境変化への対応	・ごみ質、ごみ量等の短期、長期の変動への対応	3	10
	非常時のリスクマネジメント	・要監視基準・停止基準等の未達成など、非常事態が生じた場合の対応策 ・非常時に備えた危機管理計画等 ・作業者、見学者等の安全確保策	4	
	ＳＰＣの経営の安定性	・ＳＰＣの経営の安定性を維持するための方策（業務履行能力の確保、財務的なサポート体制等）	3	
低炭素･循環型社会形成に向けた貢献		・施設全体での省資源、省エネルギー等への取組み ・温暖化ガス排出抑制に向けた工夫	3	3
地域への配慮		・市内業者の活用、市内雇用、物品調達等による地域経済への貢献 ・地域社会との共生に向けた提案	7	7
合計				60

（2）点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、各項目に関して以下に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

図表　評価点の付与の考え方

評価	評価内容	採点の算出方法
A	非常に優れている	配点　×100%
B	かなり優れている	配点　× 75%
C	優れている	配点　× 50%
D	やや劣っている	配点　× 25%
E	劣っている	配点　×　0%

点数は、小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

4. 総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から、1に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

（例）A社の価格点が38.27点、非価格要素点が45点の場合

A社の総合評価点　＝　価格点　＋　非価格要素点
＝　38.27点　＋　45点　＝　83.27点